

労働法の基礎講座

第36回



【安全衛生管理体制】安全委員会・衛生委員会の設置

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、安全委員会・衛生委員会を毎月1回以上開催し、安全衛生対策について調査審議しなければなりません。

対象業種と規模

安全委員会・衛生委員会の開催が必要な事業場は、以下のとおりです。

		業種	労働者数
安全委員会	①	林業、鋳業、建設業、製造業（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業に限る）、運送業（道路貨物運送業、港湾運送業に限る）、自動車整備業、機械修理業、清掃業	50人以上
	②	上記以外の製造業（物の加工業を含む）、上記以外の運送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上
衛生委員会		全ての業種	50人以上

※ 安全委員会及び衛生委員会の両方を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます。

委員の構成



	要件	選出方法
議長	■ 総括安全衛生管理者、事業の統括管理者又はこれに準ずる者（副所長、副工場長など）	事業者が左記の中から1名だけ指名する
その他の委員	■ 安全管理者（安全委員会の場合） ■ 安全に関する経験を有する労働者（安全委員会の場合） ■ 衛生管理者（衛生委員会の場合） ■ 産業医（衛生委員会の場合） ■ 衛生に関する経験を有する労働者（衛生委員会の場合）	事業者がそれぞれ1名以上指名する。ただし、これらのうち半数以上は、過半数労働組合又は労働者の過半数代表者の推薦に基づき指名する必要あり

各委員会の調査審議事項

安全委員会・衛生委員会で調査審議する事項は、下記のとおりです。

安全委員会	衛生委員会
①労働者の危険防止に関する基本的対策 ②労働災害の原因及び再発防止対策（安全に関するものに限る） ③安全に関する規程の作成 ④リスクアセスメントのうち、安全に関するもの ⑤安全衛生計画（安全に関する部分に限る）の作成、実施、評価及び改善 ⑥安全教育の実施計画の作成 ⑦労働基準監督署長等から文書により勧告等を受けた事項のうち、労働者の危険防止に関すること	①労働者の健康障害防止に関する基本的な対策 ②労働者の健康の保持増進を図るための基本的な対策 ③労働災害の原因及び再発防止対策（衛生に関するものに限る） ④衛生に関する規程の作成 ⑤リスクアセスメントのうち、衛生に関するもの ⑥安全衛生計画（衛生に関する部分に限る）の作成、実施、評価及び改善 ⑦衛生教育の実施計画の作成 ⑧化学物質の有害性の調査及び当該調査結果に対する対策の樹立 ⑨作業環境測定結果及び当該結果に対する対策の樹立 ⑩健康診断の結果及び当該結果に対する対策の樹立 ⑪労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成 ⑫長時間労働による健康障害防止対策 ⑬メンタルヘルス対策 ⑭化学物質の自律的な管理の実施状況に関すること ⑮労働基準監督署長等から文書により勧告等を受けた事項のうち、労働者の危険防止に関すること

議事の記録

委員会の開催の都度、①委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容、②委員会における議事で重要なものについて記録し、3年間保存しなければなりません。

議事概要の周知

委員会における議事の概要は、開催の都度、遅滞なく以下のいずれかの方法で労働者に周知しなければなりません。

- ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける
- ②書面を労働者に交付する
- ③電子媒体に記録し、各作業場において労働者が常時確認できる機器を設置する